

広島県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類 県道		二 路線名 旭戸河内線	三 道路の区域
新	旧	の新別旧	間
七八・五〇・七〇・一	四八・一二〇・一	敷地の幅員 (メートル)	山県郡安芸太田町大字松原字市野原六四九番一地先から
九一・五〇	九一・五〇	延長 (メートル)	山県郡安芸太田町大字松原字市野原六五八番一地先まで
拡幅		備考	